

矢板市教育委員会特定事業主行動計画

(第4期)

～仕事と子育てが両立できる職場に～

令和2年3月制定

令和6年3月改定



矢板市教育委員会

矢板市教育委員会特定事業主行動計画(第 4 期)

～仕事と子育ての両立できる職場を目指して～

I 総論

1 目的

「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)に基づき、行動計画指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、仕事と子育ての両立の推進を図ることができるよう計画的かつ着実に子育てを支援していくことを目的とし、平成17年4月に行動計画を策定した。「次世代育成支援対策推進法」の法改正を受け、平成27年度から平成36(令和6:2024)年度まで新たな10年間の計画の策定が求められたことにより、平成27年度から平成31(令和元:2019)年度までの5年間を3期計画期間として延長した。さらに、令和2(2020)年度より令和6(2024)年度までの5年間を4期計画期間として延長することとする。

2 計画期間

- 第1期 平成17(2005)年4月1日から
平成22(2010)年3月31日までの5年間
 - 第2期 平成22(2010)年4月1日から
平成27(2015)年3月31日までの5年間
 - 第3期 平成27(2015)年4月1日から
令和2年(2020)年3月31日までの5年間
 - 第4期 令和2年(2020)年4月1日から
令和7年(2025)年3月31日までの5年間
- ※(必要に応じ見直し)

3 計画の対象となる教職員

矢板市教育委員会事務局、矢板市立小中学校の教職員を対象とする。

4 計画の推進体制

本計画を策定・変更及び進行管理するため、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養士、学校事務職員、教育委員会事務局職員、調理員、用務員を構成員とした矢板市教育委員会特定事業主行動計画策定・推進委員会を必要に応じ設置する。

Ⅱ 具体的な内容

1 育児休業制度等の周知

矢板市教育委員会特定事業主行動計画策定・推進委員会において、休暇、経済的支援制度等を網羅したパンフレットを作成し、教職員に配布し周知・啓発する。

- ・育児休業制度
- ・特別休暇制度
- ・子の看護休暇制度
- ・年次有給休暇制度
- ・経済的支援制度

※（平成17年度から継続）

2 職場で子育てと仕事の両立を支援する環境の整備

- ・職場内での定期的な話し合いを行うことによりコミュニケーションを図り、子育てについての理解と共感、子育てを支援するチームワークを育成し、育児休業や休暇の取得、超過勤務の縮減等がしやすい、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを進める。
- ・産前産後休暇、育児休業中の適切な代替教職員を確保する。
- ・教育委員会独自の定時退庁日を定め、定時退庁日の周知徹底を図る。

※第2、3期 定時退庁達成率 60% 【引き続き強化目標】

- ・子育て中の教職員に配慮した人事異動を推進する。
- ・父親・母親になることがわかった場合は、速やかに（遅くも出産予定日の5ヶ月前までに）所属長（学校長）に報告する。
- ・出産までの休暇取得計画表を作成する。
- ・育児休業予定期間の報告（産前休暇1ヶ月前まで）をする。
- ・連続した休暇、子育てや家族、地域活動のための休暇の取得しやすい職場環境づくりを促進する。

3 男性教職員の育児休業取得等子育て参加促進

- ・男性教職員は、妻の出産に伴う休暇取得計画表（男性職員の育児参加プログラム）を作成する。
- ・3歳未満の子を養育する男性職員を対象とした「男性職員の育児参加プログラム」を実施する。

4 地域・家庭における子育て支援

- ・子どもを連れた来庁者のためのバリアフリーを進める。

- ・教職員が子育てのための地域活動に参加・協力することを支援する。

Ⅲ 休暇等取得の促進

「Ⅱ 具体的な内容」を実施することにより、子育てと仕事が両立できるよう環境を整備し、次のとおり休暇取得の促進を進める。

(第4期計画目標)

1 育児休業の取得促進

*《 》市費職員の場合

- ・育児休業の取得目標…女性 100% (目標達成年度：令和6年度)

【平成17(2005)年度(第1期)から引き続き実施】

…男性 1週間以上の取得率85%

(目標達成年：令和7(2025)年)

【令和6(2024)年から強化し実施】

2 父親が子どもの出生時における休暇取得の促進

- ・妻の出産時に伴う入退院時の付き添い等のために取得できる特別休暇(3日間《2日間》)の取得率を100%に促進する。(目標達成年度：令和6年度)

【平成27(2015)年度(第3期)から引き続き実施】

3 看護休暇の取得促進

- ・中学校就学の始期に達するまでの子《第3学年以下の子》の看護休暇の取得ができる職場雰囲気を醸成する。

【平成17(2005)年度(第1期)から引き続き実施】

4 年次休暇の取得促進

- ・連続した休暇、子育てや家族、地域活動のための休暇の取得がしやすい職場環境づくりをする。

- ・休暇の目標取得率…全職員16日

【平成17(2005)年度(第1期)から引き続き実施】

【第1・2・3期計画目標の実績】

1 育児休業の取得促進

- ・育児休業の取得目標…女性100%、男性5%

※第1期計画期間平均取得率…女性100%、男性0%

※第2期計画期間平均取得率…女性100%、男性0%

※第3期計画期間平均取得率…女性80%、男性0%

2 父親が子どもの出生時における休暇取得の促進

- ・妻の妊娠から出産後1ヵ月の間に5日間以上の休暇（特別休暇2日、年次休暇3日以上）の取得を促進する。

第1期、第2期の休暇の目標取得率…50%

第3期の休暇の目標取得率…100%

※第1期計画期間平均取得率…男性50%

※第2期計画期間平均取得率…男性10%（1～5日未満の平均取得率90%）

※第3期計画期間平均取得率…男性43%（1～5日未満の平均取得率43%）

3 看護休暇の取得促進

- ・中学校就学の始期に達するまでの子《第3学年以下の子》の看護休暇の取得が100%できる職場雰囲気を醸成する。

第1期第2期の休暇の目標取得率…100%

第3期の看護休暇の取得ができる職場雰囲気を醸成する。

※第1期計画期間平均取得率…女性17%、男性0%

※第2期計画期間平均取得率…女性50%、男性13%

※第3期計画期間平均取得率…女性50%、男性31%

4 年次休暇の取得促進

- ・連続した休暇、子育てや家族、地域活動のための休暇の取得がしやすい職場環境づくりをする。

・休暇の目標取得日数…全職員16日

※第1期計画期間平均取得率…女性16日、男性14日、全職員15日

※第2期計画期間平均取得率…女性13日、男性11日、全職員12日

※第3期計画期間平均取得率…女性13日、男性12日、全職員12日





矢板市教育委員会特定事業主行動計画

(令和2年3月制定、令和6年3月改定)